



Title	玉鬘の裳着：養女となる次第
Author(s)	倉田, 実
Citation	詞林. 2004, 35, p. 14-31
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/67513
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

玉鬘の裳着

—養女となる次第—

はじめに

玉鬘は、「玉鬘」巻で再登場した時点で二十一歳になっていたが、裳着はなされていなかった。それまで玉鬘の面倒をみていた乳母たちが、その素姓を思い、実親と再会するまで、わざと延引していたのだと思われる。裳着は、玉鬘が六条院入りした翌年の「行幸」巻になってやっと挙行されたが、それは玉鬘の処遇を案じた光源氏によってなされていた。なぜ光源氏が裳着を主催したのかは、問題であろう。

また、そもそも玉鬘の裳着とは、何であったのか。これまで言及されていたのは、その折に実父との邂逅を果たして藤氏としての出自が明らかにされたこと、及び、成人儀礼としての裳着が挙行されたことによって、玉鬘の結婚が可能になったこと、そして、尚侍としての出仕に展開する契機になったことなどである。しかし、それ以上に重要であったのは、裳着において、玉鬘が、光源氏の養女として正式に認知されたことであつたと思われる。玉鬘が、裳着において正式

倉田 実

に養女となつたとする理解は、まだなされていないようである。以下、裳着が語られる「行幸」巻を焦点化しつつ、この点を指摘していきたい。なお、テキストは新全集によつた。

一 「行幸」巻の展開と裳着への段取り

「行幸」巻が玉鬘十帖の結節点になつていたことは、従来も指摘されていた。この巻で、玉鬘の尚侍としての出仕案が浮上し、内大臣の実女としての素姓が明らかにされたことによって、これまでの求婚譚の展開が、新たな段階を迎えたからである。

素姓が明らかにされるまでの玉鬘は、人々に光源氏の実の娘として理解されていた。「事の心知る人」(胡蝶巻・一九一頁)、すなわち、事実を知つていた人は、六条院入り以前から関わつていた右近と兵部(太宰少貳の娘で、玉鬘の乳母子)と、その兄の豊後介などの他に、紫の上だけであつた。光源氏は、紫の上だけに事情を話したのである。これ以外の人々に、光源氏と血縁関係がないことは、秘されていたので

あり、世間的には養女でなかったものである。ただし、玉鬘自身は、光源氏を「後の親」（胡蝶巻・一八二頁）とすることを強いられて、さらに懸想までされていたが、それは二人のみの関係性であった。六条院では、光源氏の実女として待遇されていたのであり、母の不在ということで、花散里の養女にはなっていた（玉鬘巻・二七頁）。花散里は、同じく母なき子であった夕霧も養子にしていたので、二人の継子と養親子関係を形成していた。そして、この設定によって、玉鬘における継子いじめ譚としての展開は封じられていたことになる。花散里に、いじめの契機となる自身の実子がいなかったからである。玉鬘は、光源氏との実親子関係を偽装され、花散里とは養親子関係を維持しつつ、裳着において正式に養女となる道筋をたどるのであり、養女譚を生成する女君なのである。「行幸」巻は、玉鬘の裳着を目指し、その顛末を語ることを主題として展開している。巻の冒頭では、玉鬘の処遇に苦慮する光源氏のありようが押さえられたうえで、大原野行幸が語られ、尚侍としての出仕を勧める光源氏と、そのことを思案する玉鬘の様子が提示されていた。光源氏は、出仕を決意さすべく玉鬘を行幸の物見に出したのであった。そして、出仕を可能にすべく、光源氏によって裳着が計画されたのであった。その際、内大臣に事情を打ち明けようと腰結役の依頼に及ぶが、謝絶されてしまう。そこで、光源氏は大宮のもとに赴き、玉鬘の件を打ち明けて内大臣への仲介を依頼して

いる。そして、大宮から招請の連絡を受けて参上した内大臣は、懐旧の情にそられているうちに、腰結役を承認してしまうこととなる。こうして裳着は挙行されたのであり、これらの話柄は緊密に連絡しあって展開していた。「行幸」巻が目指していたのは、玉鬘の裳着そのものであった。

玉鬘の裳着が光源氏に思案された次第を確認してみると、それは次のように示されていた。行幸の翌日、光源氏が、出仕決心の有無を問い合わせた玉鬘の返事を前にして、紫の上にその件を知らせ、さらに玉鬘に重ねて勸奨した消息を贈った後に続く箇所である。ここに裳着が要請された意味が明らかである。

とてもかうても、まづ御裳着のことをこそはと思して、その御設けの御調度のこまかなるきよらども加へさせたまひ、何くれの儀式を、御心にはいとも思ほさぬことをだに、おのづからよだけく厳しくなるを、まして、内大臣にも、やがてこのついでにや知らせたてまつりてまし、と思し寄れば、いとめでたくところせきまでなむ

（行幸巻・二九五頁）

引用部冒頭の「とてもかうても」は、出仕するにしても求婚者の誰かと結婚するにしてもの意であり、そのいずれにしても「まづ御裳着」が必要だとされている。そして、その準備が始められる一方で、実父となる内大臣に、その機会にこれまでの経緯を知らせてしまおうかと思っている。ここに裳着

の意味がすべて込められていると言っても過言ではない。

まず、裳着挙行により、結婚も出仕も可能となるのであり、そのために必要とされていることである。玉鬘においても、結婚を可能とするために裳着が必要であったことは、すでに確認されている。また、出仕する際には、正しく氏素姓を官人の名簿に記載する必要がある、そのためには玉鬘の素姓を曖昧なままにして置くことはできず、裳着が必要とされたのである。裳着は、「親族のみならず貴族社会全般にお披露目する儀」であり、そのためにも、その場で氏素姓をはっきりさせる必要があったのである。

そして、より重要な点として、裳着を主催するのは、光源氏自身であることが当然のごとくになっていることである。

内大臣は、実父でありながら、招請される存在となっている。玉鬘の裳着の主催者は光源氏自身であり、後に示されるように腰結役として内大臣は考えられていて、その役に当たる尊者でしかないのである。裳着を、主催するということは、みづからが親としての立場を明確にすることであった（後述）。玉鬘は自身の実子でないのに、その親であることを明確にするということは、養父としての表明以外の何物でもない。内大臣は、玉鬘を正式に光源氏に出養させるため裳着の場に奉仕するという形になってしまふ。このことが既定の方針としてすでに光源氏の中に形成されている。だから、裳着において玉鬘の素姓をはっきりさせた上で正式に養女とし、自身は

養親の立場を確保して、その後の結婚なり、出仕なりを考えようとしていたのである。

こうした理解になると思われるので、「玉鬘の裳着・出仕へという歩みを前に、もはや氏素姓を「紛れ過ぐ」すことができない」（新全集頭注・二九六頁）という把握は、厳密ではない。正しくは、「玉鬘の結婚・出仕へという歩みを前に、もはや氏素姓を「紛れ過ぐ」すことができないので、裳着が要請された」ということになる。裳着は、氏素姓を明確にして、家の一員として位置づけることであり、その家は主催者の家になるのである。

二 尚侍の准掇

光源氏は、玉鬘を尚侍として出仕させようとしているが、まず、なぜ尚侍なのかを確認しておきたい。女子の処遇としては、結婚か宮仕えかになるが、後者になるとしたら、尚侍しかなかったということであろう。光源氏は、紫の上に尚侍出仕を思いついた理由を次のように語っていた。

ささの事をそのかししかど、中宮かくておはす、こながらのおぼえには、便なかるべし。かの大臣に知られても、女御かくてまたさぶらひたまへばなど、思ひ乱るめりし筋なり。若人の、さも馴れ仕うまつらむに憚る思ひなからむは、上をほの見たてまつりて、えかけ離れて思ふはあらじ。

（行幸巻・二九四頁）

冒頭の「ささの事」が、尚侍出仕の件になり、冷泉帝には秋好中宮と、内大臣女の弘徽殿女御がいて、后妃として参入する余地はなかったということになる。これで尚侍としての出仕が念じられた理由として納得されるが、分らない部分もある。光源氏が、内大臣への仲介を依頼しに大宮邸に赴いて、大宮に語ったところでは、冷泉帝の意向として玉鬘が所望されたことになっているからである。その部分を分節して示せば、次のようになる。

内裏に仰せらるるやうなむある。「①尚侍宮仕する人なくては、かの所の政しどけなく、女官なども、公事を仕うまつるにたづきなく、事乱るるやうになむありけるを、②ただ今上にさぶらふ古老の典侍二人、またさるべき人々、さまざまに申さするを、はかばかしう選ばせたまはむ尋ねに、たぐふべき人なむなき。③なほ家高う、人のおぼえ輕からで、家の営みたてたらぬ人なむ、いにしへよりなり来にける。④したたかに賢き方の選びにては、その人ならでも、年月の膺に成りのぼるたぐひあれど、⑤しかたぐふべきもなしとならば、おほかたのおぼえをだに選らせたまはん」となむ、内々に仰せられたりしを、似げなきこととしも、何かは思ひたまはむ。宮仕はさるべき筋にて、上も下も思ひおよび出で立つこそ、心高きことなれ。公ざまにて、さる所の事をつかさどり、政のおもぶきを認め知らむことは、はかばかしからず、

あはつけきやうにおぼえたれど、などかまたさしもあらむ。ただわが身のありさまからこそ、よろづの事はべめれ、と思ひよわりはべりしついでになむ、齡のほどなど問ひ聞きはべれば、かの御尋ねあべいことになむありけるを、いかなべいことぞとも申しあきらめまほしうはべる。

（行幸卷・三〇〇―一頁）

冷泉帝が、光源氏に内々に語ったとされることが間接話法を交えて大宮に説明されている。尚侍が欠員で、その補充に玉鬘が所望されたとする内容になろう。⑤「おほかたのおぼえをだに選らせたまはん」を、暗に玉鬘が所望されたと諸注は解釈している。

史実の尚侍は、清和・陽成朝における嵯峨帝女の源全姫以後、すべて藤氏の女性が任じられていた。それなのに、光源氏は、「源氏」である自分の娘玉鬘が冷泉帝から望まれたと、明確に語っている。大宮への言葉は、虚実ない交ぜになっており、冷泉帝の言ではなかったとしても、「源氏」の娘が尚侍として所望されたと明言したことは確かである。この点には説明が必要であらう。

こゝは、醍醐朝を准拠とした語りであったとするならば、先の源全姫やその前任者が広井女王であったので、「源氏」の娘でも、何の問題もなかったということになろうか。広井女王の前は、当麻浦虫・菅野人数・百済王慶命などと廻れ、藤氏以外が就いていた。醍醐朝以前を見通せば、尚侍は藤氏

に限定されておらず、「源氏」に出仕要請があったとしても、問題はなかったことになる。

先の冷泉帝の言葉とされる、①からする尚侍像は、司の長官として職分をまっとうすべき存在として言われている。兼家が十一歳の綏子を尚侍にして以降、妍子・威子・嬉子と道長女が就くが、いずれも十歳過ぎぐらいの若年であり、職分をまっとうできる年齢ではなかった。そして、准掾とされる醍醐朝の尚侍には、長良女で右大臣氏宗室の淑子、及び、内大臣高藤女の満子が任じられ、ともに職分をまっとうしたことは確かであった。その功もあって、それぞれ従一位、贈正一位に及んでいる。②では、典侍から尚侍になる道筋があることも言われているが、このケースになるのは、村上朝から円融朝にかけての灌子（出自未詳）が最後になる。それ以前ではつきりするのは、淑子・広井女王・当麻浦虫その他などになり、『河海抄』は准掾として、この四人の名前を挙げている。また、③からは、既婚者でも可能であったことや家柄が重要視されたことなども言われているが、これも、醍醐朝の実際に適応していよう。

以上のように、醍醐朝准掾説から見ると、「源氏」の素姓でも尚侍になることは、物語内で納得されていたことになる。光源氏が、玉鬘を尚侍として出仕させようとしたことは、醍醐朝の史実に適っていたのである。なお、「行幸」巻の大原野行幸も『河海抄』は、醍醐帝の延長六（九二八）年十二月

五日の「野行幸」としての事例を准掾としており、その対応については論究がある。こうした准掾があつて、光源氏は玉鬘に出仕を勧めたことになるものの、その際に問題となるのが、氏を詐称しているという事実であつた。玉鬘は、まだ人々に光源氏の実女として理解されている。源氏であるか藤氏であるかは、出仕にあたって、重要な問題なのである。この点は、神祇思想の問題ともかわるようであり、さらに節を改めて、この点を確認しておきたい。

三 春日の神の御心

宮中に出仕するにあたっては、基本的に氏素姓が正しくされる必要があつた。後宮職員の名簿は、中務省の管掌のもと内侍司で管理されていた。だから、その長官となる尚侍の素姓に虚偽があることは許されない。この点は光源氏にはつきりと自覚されている。前節で引用した裳着を念じた段は、次のように直接しており、ここに出仕と氏素姓の問題は確認され、そのために裳着が思案された次第が語られている。

年かへりて二月にと思す。「女は、聞こえ高く名隠したまふべきほどならぬも、人の御むすめとて、籠りおはするほどは、必ずしも氏神の御つとめなど、あらはならぬほどなればこそ、年月は紛れ過ぎしたまへ、この、もし思し寄ること（出仕）もあらむには、春日の神の御心違ひぬべきも、つひには隠れてやむまじきものから、あ

ぢきなくわざとがましき後の名までうたたあるべし、なほなほしき人の際こそ、今様としては、氏改むることのはやすきもあれ、など思しめぐらすに、

(行幸巻・二九五―六頁)

裳着を挙行しようとしての思案である。概略をたどると、次のようになる。女性は、深窓に養われているうちは、「氏の神の御つとめ」などを、表だってしなくて済むので、これまでは曖昧な素姓のままで過ごしてきた。もしこのまま宮仕えに出たならば、素姓を源氏として欺くことになるので、「春日の神の御心違ひぬべき」ことになる。素姓は隠しおさせるものではないだろうし、計略があったように取り沙汰されるのも後々までいやなことであろう。並々の身分であつたら、当節としては氏を改めることは簡単であろうが、内大臣の実女となれば、それもできないであろう、ということになる。だから、出仕を前提に、素姓を正しくせざるを得ないと判断し、裳着が必要とされたわけであつた。

光源氏の思案の前提になっているのは、玉鬘が内大臣実女の藤氏であることであつた。内大臣は、『細流抄』などで閑白との把握になるが、その確証はない。しかし、右の思案のありようからすると、物語内では上席の左右大臣が認められても(行幸巻・二九〇頁)、内大臣は氏の長者になつていた可能性があるようである。「氏の神の御つとめ」を、集成・新全集などでは、「氏神への参詣」の意に解しているが、これは

新大系のように「氏神への奉仕」とすべきであろう。深窓にあるうちは、氏神への奉仕をしなくて済むが、氏の長者の実女として成人すれば、いつかは奉仕に勤めなければならなくなる。氏は、氏神を共通の祖とすることで、共同性・連帯性を確保していた。そして、氏の長者は氏神の祭祀権を保持していたので、その実女となれば、斎女としての奉仕は不可欠になる。光源氏の思案は、こうしたことに及んでいたので、「氏の神の御つとめ」が問題にされたものと思われる。氏の長者であつた可能性のある内大臣の実女であつたことが、思案のかなめになっていたのである。

そして、玉鬘の場合は、尚侍としての出仕が考えられていたので、そうなるとますます「春日の神の御心違ひぬべき」ことが懸念されたのである。この懸念は、氏素姓詐称の次元にとどまるものではなく、皇室祭祀のありようとかかわっていたと見るべきかも知れない。

清和帝の貞観年間(八五九―八七七)に、藤原氏の氏神である春日の祭に斎女が定められながら、間もなく廃止されたらしいことに触れて、「貞観年間以降の尚侍、即ち藤原淑子以降の尚侍は、斎女の廃止により、令の規定にある宮廷女官としての性格に加えて、藤氏にとっては氏神の斎女としての性格を有する者との認識がなされるようになったと考えられる³⁾」とする説が出されている。尚侍が斎女の性格をもっていたことを実証する資料は、私にはまだ探せないが、内侍司の

多岐にわたる職掌の一つに「禁内礼式之事」(『律令』「後宮職員令」)があり、劍璽使・諸社祭祀使として内侍が奉仕していたのは確かであった。例えば、引用は省略するが、『儀式』『九条年中行事』『北山抄』などから、春日の神を勧請した大原野神社の大原野祭において、内侍が重要な役を担っていたことが窺える。大原野祭の祭儀が、梅宮祭に准じて整備されたのは、仁寿元(八五二)年二月一二日であり(『文徳実録』三)、皇室祭祀に組みこまれたのであった。しかし、祭儀に奉仕したのは、内侍であって、尚侍ではなかった。尚侍に斎女の性格をより明確に見出せるならば、光源氏のいう「春日の神の御心云々」は、氏素姓詐称の次元にとどまらず、皇室祭祀のありようとかかわっていたことはより確実になる。

大原野祭に奉仕するのは、藤氏になる。玉鬘が光源氏の実女として尚侍になれば、大原野祭への奉仕は遠慮されることになる。藤氏でありながら、藤氏の祭に奉仕しないことは、「氏神の御つとめ」を放棄することであり、まさに「春日の神の御心違ひぬべき」事態となる。光源氏は、このことを懸念し、危惧していたのであろう。大原野行幸に物忌と称して供奉しなかったのは、玉鬘の素姓を偽っていたからかも知れない。そして、「春日の神の御心」を思念するそこには、物語が成立した時代の神祇思想のありようとも関係する点があったと思われる。

「行幸」巻は、大原野行幸が語られ、また、「春日の神の御

心」が言われていた。春日の神が暗に志向されているのであり、ここから想起されるのは、「紅梅」巻で、紅梅大納言が大君の東宮参入に際して、「春日の神の御ことほりも、わが世にやもし出で来て……」(紅梅巻・四二頁)と仮想したことである。「春日の神の御ことほり」とは、藤氏から皇后が立つべきとする神託であった。『源氏物語』は、藤壺中宮・秋好中宮・明石中宮というように「源氏」の立后が続いていたので、紅梅大納言は、「春日の神の御ことほり」を信じて、大君の立后を強く望んだのであった。この箇所について、『花鳥余情』は次のように記していた。

源氏のうちしきり立後の事は乙女巻若菜下巻にしるしおはりぬ。春日太明神の御うたへの事は、後朱雀院の御宇長暦三年四月、春日明神被訴申太神宮云、度々官幣不請之、依非藤氏皇后也、依是、内大臣教通公一女、可入内之由被宣下之、其年十二月内大臣女真子入内為女御。今案、長暦の訴は、物語以後の事也。しかるに、物かたりにのせたる事おぼつかなし。度々に及て御うたへの事ありしやらん。(源氏物語古注集成に拠る)

『花鳥余情』は、春日明神が伊勢神宮に訴えてなされたとする、長暦三(一〇三九)年四月の託宣を探し出している。この年以前から探せないからである。この訴えは、藤氏の氏神である春日明神が、官幣を受けられずにいるのは、藤氏の皇后がいらないからだとするもので、藤氏皇后擁立を望んだもの

であつた。この訴えによつた伊勢託宣は、『栄花物語』や『狭衣物語』とかかわっているが、別稿で少し扱ったのでここでは触れない。なお、長暦三年に教通女として入内したのは、真子ではなく生子が正しい。

ここで確認したいのは、春日の神にかかわつての藤氏皇后待望論の所在であり、史料的には、定子皇后・彰子中宮の二后並立を諮問した藤原行成『権記』などにも認められることであつた。その諮問の内容を分節して引用すれば、次のようになる。長保二（一〇〇〇）年正月二十八日条である。

① 当時所坐藤氏皇后東三条院（詮子）、皇太后宮（遵子）、中宮（定子）、皆依出家、無勤氏祀、② 職納之物、可充神事已有其数、然而入道之後不勤其事、雖帶后位、雖有納物、如戸禄素飡之臣、徒資私用、空費公物、論之朝政、未有何益、③ 度々依怙、所司卜申神事違例之由、疑慮所至、恐在如此之漸歟、

④ 永祚中有四后、是漢袁乱代之例也、初立之議雖有謗毀例、致爰出准拠無難歟、況當時所在二后也、今加其一令勤神事有何事哉、⑤ 我朝神国也、以神事可為先、中宮雖為正妃、已被出家入道、隨不動神事、⑥ 依有殊私之恩、無止職号、全納封戸也、⑦ 重立妃（彰子）為后、令掌氏祭可宜歟、⑧ 又大原野祭尋其濫觴、在於后宮之所祈、而當時二后共無所勤、⑨ 左大臣（道長）依氏長者、独勤其祭、雖不致闕怠、恐非神明之本意歟、是亦可謂神事之違

例、⑩ 小臣以藤氏末葉、為思忠氏祭所申也、

（増補史料大成『権記』に拠る）

著名な行成の諮問になるが、ここでは論述に必要な事項に限つて見ておきたい。行成は、当代に出家した藤氏皇后しかいないことを問題にして、氏の祭祀が勤まっていらないことを重ねて強調している（①⑤⑧）。度々の怪異があり、卜占では、神事が違例だからと出ている（③）。彰子が立后して定子と二后になつても、神事に勤められるので何の問題もないのである（④⑦）。我が朝は、神国なので神事を第一とすべきであり、定子が正妃であつても出家しているので神事を勤められない（⑤）。彰子が立后すれば、氏の祭を掌れるので、いいことである（⑦）。大原野祭の濫觴は、皇后が祈ることにあつたのに、当代は二后（詮子は死去。ここは遵子と定子）がいても祭儀を勤められていない（⑧）。道長が氏の長者として独り勤めたとしても、それは神明の本意ではなく、これも神事の違例である（⑨）。自分は藤氏の末葉であるゆえに、氏の祭を思つて申しあげるのである（⑩）、ということになる。

行成は、彰子立后を正當化するために、出家した皇后しかない現状を問題にし、藤氏の祭祀が違例になつていふことを強調している。傍線部に見られるように神国思想の現れが顕著であり、皇后が藤氏の祭祀を管掌すべきであることが、ここでは前提となつて、その重要性が把握されている。だか

ら、皇后の祈りを濫觴とした大原野祭の違例が特に問題なのであった。波線部は、大原野祭が皇后の祭祀であつたことを明示する史料としても重要であつた。

行成の諮問に、源氏皇后排斥の論理は不在のようであり、皇室祭祀に組みこまれた藤氏祭祀の違例を、藤氏皇后擁立によって正常化しようとするものであつたらう。祭祀違例の現状を鑑みて、藤氏側から藤氏皇后が待望されたわけだが、さらに下つて頼通の時代になると、王権の側から藤氏皇后待望論が出される次第も指摘されている。『源氏物語』の場合は、源氏皇后批判としての藤氏皇后待望論になつており、こうした動向とかかわらせて、その意味するところを再検討してみる必要がある。このことは別に考えることにして、藤氏皇后待望論は、「春日の神の御ことほり」として認識され、『源氏物語』とその成立した時代に認められることだけ再確認しておきたい。

「行幸」巻に戻ると、「春日の神の御心」が問題にされ、それが「紅梅」巻の「春日の神の御ことほり」に連動するとして、藤氏皇后不在の現状が示唆されていたことになる。先に確認したように、玉鬘を尚侍にすることは、秋好中宮と弘徽殿女御との存在によつていたが、これは藤氏皇后の不在に通じている。冷泉帝に藤氏皇后不在となれば、大原野祭の催行に支障をきたしていることになる。そして、尚侍が「源氏」になれば、さらに支障をきたすことになる。尚侍と大

原野祭のかかわりは今一つ不明だが、内侍が主要な働きをしていたことは確かであつた。したがって、尚侍は皇后ではないものの、源氏を詐称されれば、ますます「春日の神の御心違ひぬべき」ことになるのは間違いない。尚侍出仕に際して、玉鬘の素姓は、どうしても正しくされなければならなかったのだと思われる。

四 親子の御契りの意味

玉鬘の素姓は、どうしても正しくされなければならなかつたが、その理由はさらに光源氏によつて思いめぐらされている。前節で引用した、「春日の神の御心」が問題にされた段は、一部重複させるが、次のように続いていた。

なほなほしき人の際こそ、今様とては、氏改むることのたはやすきもあれなど思しめぐらすに、親子の御契り絶ゆべきやうなし。同じくは、わが心ゆるしてを知らせてまつらむなど思し定めて、この御腰結にはかの大臣をなむ、御消息聞こえたまうければ、大宮去年の冬つ方より悩みたまふこと、さらにおこたりたまはねば、かかるにあはせて便なかるべきよし聞こえたまへり。中将の君も、夜昼三条にぞさぶらひたまひて、心のひまなくものしたまうて、をりあしきを、いかにせましと思す。世もいと定めなし。宮も亡せさせたまはば、御服あるべきを、知らず顔にてものしたまはむ、罪深きこと多からむ。

おはする世に、このことあらはしてむと思しとりて、三条宮に御とぶらひがてら渡りたまふ。(行幸巻・二九六頁)

素姓を正しくする方途の一つは、「氏改むること」、すなわち改姓であった。玉鬘を源に改姓すればいいことになるが、ここでは身分の低い場合になされるものとされている。改姓は必然的に養子縁組が必要になるが、『律令』の規定では「異姓不養」が言われていた。しかし、実際には他氏への出養はそれなりに認められたところであったが、その際に必ずしも改姓の必要はなかった。改姓の例としては、中書王具平親王男の頼成が、藤原伊祐の養子となり藤原姓になっている。『権記』寛弘八(一〇一一)年正月不知日条に「藤原頼成爲藏人所雑色」「阿波守伊祐朝臣男、実故中書王御落胤」とあるので改姓のことは確かである。この場合は「御落胤」であったから出養させられたのであろう。また、『作庭記』の著者橘俊綱は藤原頼通の実子であったことはすでに明らかである。頼通の養女として後朱雀帝に入内した敦康親王女の娘子は、『中右記』『扶桑略記』『一代要記』『愚管抄』などで改姓されたことになっている。光源氏は、身分の低い者が改姓することになっているが、頼通の時代になると高い身分でも行なわれることになる。改姓がない例としては、致平親王男の成信は、道長の養子になっているが(『日本紀略』長保二(一〇〇〇)年二月四日条、及び『権記』同年四月七日条など)、『栄花物語』では「殿の源中将」などと呼称され、源姓のままであっ

た。改姓されても、されなくてもよかったわけだが、どちらにしても元の素姓は確認されなければならなかった。だから改姓は、問題にはならないのである。

そして、光源氏が想到しているのは、「親子の御契り絶ゆべきやうなし」であった。親子の契りは、絶えるものではないとするのである。新全集は、「まず実の父娘の絆の密接さを思う」としているが、これは「密接さ」ということではなく、養子縁組しても実親との関係は絶えるものではないということである。このことは、玉鬘の六条院入りを前にして、乳母などから「親子の御契りは絶えてやまぬものなり」(玉鬘・一二四頁)と語られてもいた。とりあえず六条院入りしても、実親との因縁は絶えるものではないので、いつかは会えると乳母などが慰めたのである。養子縁組された場合、養子は養親を第一とするものの、実親との関係を断絶する必要はなかったのである。養子縁組されても、「親子の御契り絶ゆべきやうなし」なのである。だから、いつまでも素姓を隠していることは、道理に背くことになる。光源氏は自ら実父に知らせようと決意するのである。

光源氏は、裳着での告知を考えているが、その場合は六条院であり、「御腰結にはかの大臣」にしてもらいたいとしている。あらかじめ指摘しておいたように、このあり方は、養子縁組の成立を意味している。玉鬘を引き取り、これまで養育したことを表に立てて、玉鬘の領有を主張しようということ

になる。養親としての立場を、内大臣に納得させようとするのである。

そこで、内大臣に消息を送るものの、大宮の不例を口実に断られてしまう。太政大臣の依頼であっても、親の不例は正当な謝絶の理由となる。大宮の不例は、光源氏に「宮も亡せさせたまはば、御服あるべきを、知らず顔にてもしたまはむ、罪深きこと多からむ」との思念をもたらしめている。大宮が死去すれば、孫も喪に服す必要がある。出養しても実親関係の喪に服さなければならぬのが当時の規定であり、それは『律令』『喪葬令』で定められていた。今の状態のままで、大宮が死去したならば、玉鬘は喪に服さないことになるが、それは「罪深きこと」なのである。新全集は「大宮は玉鬘の祖母であり、その死は裳着を長びかせる（服喪期間五か月）など、今の状況をいっそう複雑化しようという危惧」としているが、見当違いだろう。集成の「今のままでは、源氏の娘ということ、大宮の喪に服するわけにはいかないことをいう」とした方が妥当である。実祖母の喪には、服さなければならぬのであり、それをしないで「知らず顔」で済ますのは、「罪深きこと」とするのである。大宮が死去してしまうと、そうした事態になってしまうことを危惧しているのであり、光源氏は「おはする世に、このことあらはしてむ」と決心したのである。大宮の死去で裳着が延引されるのを危惧しているわけではないのである。

光源氏の思案は、当時の養子制度に立脚し、出養しても本生（実親関係）は尊重されることからめぐらされていた。結婚や出仕だけでなく、養子制度そのものによって、玉鬘の素姓は明らかにされなければならなかったことになる。

五 内大臣の思惑

大宮からの連絡で駆けつけた内大臣は、光源氏と対面し、事の経緯を知ることになる。しかし、その対面のほとんどは、思い出話に興じるばかりであったようである。対面の場合は、次のように語り始められている。

大臣も、めづらしき御対面に昔の事思し出でられて、
よそよそにてこそ、はかなき事につけて、いどましき御
心も添ふべかめれ、さし向ひきこえたまひては、かたみ
にいとあはれなる事の数思し出でつつ、例の隔てなく、
昔今の事ども、年ごろの御物語に日暮れゆく。

（行幸巻・三〇六頁）

光源氏も内大臣も懐旧の情に浸っており、ともに「昔」を志向している。「昔」を想起することで、旧交が復活し対話が成り立つのである。だから、この後の部分で、光源氏は「何ともなくてつもりはべる年齢」を言い、内大臣も「齡のつもり」（三〇七頁）を言って、ますます昔日を懐かしむのである。こうした段取りになることは、光源氏の戦略でもあったろう。玉鬘が内大臣に引き取られる事態を回避するためにも、

いかに内大臣を懐柔するかが大事であった。懐旧の情にひたりつつ、一方で、慎重に玉鬘の件を話題にする機会は探られていたのであり、やっとのことで、「そのついでにほめかし出でたまひてけり」(三〇八頁)とされることになる。しかし、その詳細は語られておらず、「いにしへの雨夜の物語」を懐旧し、「酔泣き」しているうちに、内大臣は「必ず聞こえし日違へさせたまはず渡りたまふべきよし」(三〇九頁)を約束させられて対面は終わっている。内大臣は、光源氏のベースに乗せられて、きわめて重要なことを承諾したのである。約束の日に六条院に参上し、腰結役になることであり、これは、玉鬘を現状のまま六条院に置き、光源氏の養女とすることを了承したことになる。内大臣も光源氏も「御気色どもよくて」(三〇九頁)とされ、ともに大宮邸を辞去している。光源氏はうまくことを運んだのであり、内大臣はうまく昔語りに乗せられたのであった。

帰宅してから、や々と物語は内大臣の心内を示している。

①大臣、うちつけに、いといぶかしう、心もとなうおぼえたまへど、②ふと、しか受け取り親がらむも便なからむ。③尋ね得たまへらむはじめを思ふに、定めて心きよう見放ちたまはじ。④やむごとなき方々を憚りて、うけばりてその際にはもてなさず、さすがにわづらはしう、ものの間こえを思ひて、かく明かしたまふなめりと思すは口惜しけれど、⑤それを瑕とすべきことかは。ことさ

らにも、かの御あたりに触ればはせむに、などかおぼえの劣らむ。⑥宮仕さまにおもむきたまへらば、女御などの思さむこともあぢきなしと思せど、⑦ともかくも思ひよりのたまはむおきてを違ふべきことかは、とよろづに思しけり。

(行幸巻・三一〇―一頁)

ここに玉鬘の処遇をめぐって、内大臣が納得した次第が提示されている。内大臣は、急な話であったので、玉鬘が光源氏に迎えられた理由に納得がいかず、また、早く会いたいと思っている(①)。かといって、すぐに引き取って親ぶるのも具合が悪かろうと判断している(②)。その根拠が、引用部の③以降に示されているよう。内大臣の心内に真先に浮かんだのは、光源氏と玉鬘はただならぬ関係にあるのではとの予感であった(③)。その関係になっても、れっきとした夫人たちに気がねしてその同列には扱わず、また、面倒な噂になることを恐れて、このように打ち明けたのだらうと推量している(④)。内大臣のこの推量は、ほぼ事の真実に迫っていたことになる。この予感なり推量なりが、真実味を帯びるので、思案はそこを起点としてさらにめぐる。玉鬘が光源氏と関係したとしても、それは瑕とすべきことではないのだ、光源氏に対してならば、こちらから進んで娘を差し出して、世間体が悪くなるものでもなからうとしている(⑤)。かといって、光源氏の養女として、宮仕えでもすることになったら、弘徽殿女御がどう思うか、それがおもしろか

らぬことだとの懸念も拭えない(⑥)。しかし、結局は光源氏の判断に背くことができないかと思ひ直している(⑦)。

内大臣は、光源氏の前に無力なのである。その光源氏が玉鬘と関係しているとの推量が、真実としか思えないので、内大臣は実親の立場を強く押し出せないのである。

こうした内大臣の心内を語ることで、光源氏の考えた通りに裳着が進行することを納得させることになる。続いて裳着の次第をみておきたい。

六 裳着の次第

裳着に先だつて、光源氏は玉鬘に内大臣との会見のことを話している。また、夕霧には玉鬘の素姓を知らせている。当日は、大宮や秋好中宮、及び六条院の「御方々」や末摘花などからの祝儀品が贈られ、「親王たち、次々の人々残るなく集ひたまへり」(行幸巻・三一八頁)とされる盛儀であつた。内大臣は、娘見たさに早々に六条院に参上している。儀式の次第は、次のようにされている。

亥の刻にて、入れたてまつりたまふ。例の御設けをばさるものにて、内の御座いと二なくしつらはせたまうて、御肴まゐらせたまふ。御殿油、例のかかる所よりは、すこし光見せて、をかしきほどにもてなしきこえたまへり。いみじうゆかしう思ひきこえたまへど、今宵はいとゆくりかなければ、引き結びたまふほど、え忍びたまはぬ

気色なり。主の大臣、「今宵はいにしへざまの事はかけはべらねば、何のあやめも分かせたまふまじくなむ。心知らぬ人目を飾りて、なほ世の常の作法に」と聞こえたまふ。「げに、さらに聞こえさせやるべき方はべらずなむ」。御土器まるるほどに、「限りなきかしこまりをば、世に例なき事と聞こえさせながら、今までかく忍びこめさせたまひける恨みも、いかが添へはべらざらむ」と聞こえたまふ。

うらめしやおきつ玉もをかつくまで磯がくれけるあまの心よ

とて、なほつつみもあへずしほたれたまふ。姫君は、いと恥づかしき御ありさまどものさし集ひ、つつましさに、え聞こえたまはねば、殿、

「よるべなみかかる渚にうち寄せて海人もたづねぬもくづとぞ見し

いとわりなき御うちつけごとになん」と聞こえたまへば、「いと道理になん」と、聞こえやる方なくて出でたまふぬ。

(行幸巻・三一六―八頁)
ここで光源氏は、「主の大臣」とされ、内大臣を御簾の中に「入れたてまつりたまふ」ことになる。内大臣は、臨席者の中で、一の尊者の立場なのであり、その立場でもって玉鬘の裳を「引き結びたまふ」のである。光源氏が内大臣に「心知らぬ人目を飾りて、なほ世の常の作法に」と言っているのは、

この次第を語っている。事情を知らない人には、光源氏の実女の裳着に、小舅でもあった内大臣が腰結役に当たっていると見せかけているのである。御簾の中は、通常の裳着に比べて、「御殿油、例のかかる所よりは、すこし光見せて」とあるように照明を明るくして、親子の対面をはかっているが、外側の人には気付かれないのである。

この儀式進行のありようは、通例のものではない。裳着を「父が主催するのは、子の認知としての意味を持っていた」し、「父親が一族の尊長の場合は父親が腰役を務める」ものであったことはすでに論証されている。腰結役は内大臣にゆだねているものの、光源氏は玉鬘を子として認知していることは確かである。そして、実父ではないので、それは養女としての認知になる。これによって、内大臣の立場は曖昧になる。内大臣邸で玉鬘の裳着を催行して、自ら腰結役をしたならば、実父としての子の認知になる。しかし、こは六条院であった。内大臣は、一の尊者の立場でありつつ、実父であることであらうじて腰結役はできたことになる。このありようで、内大臣は玉鬘が光源氏のもとに出養することを認めたことになる。玉鬘は、裳着において光源氏の養女となったのである。

裳着は通過儀礼であり、それによって貴族社会に素性が認知され、成人として受け入れられていた。素性ははっきりさせなければならぬのであり、そのために裳着が養子縁組の

場となったのである。女子の裳着で養子縁組された事例は史実でまだ探せないが、男子の場合だと、村上源氏の祖となる源師房が、寛仁四（一〇二〇）年十二月二十六日の元服で、藤原頼通の異姓養子になっている。三歳ぐらいから行なわれる袴着でも養子縁組がされることもあり、『源氏物語』では明石姫君がここで紫の上の養女になっていた。養子縁組は、幼少の頃になされる例が多く、成人になってからは少ないために、特に裳着と養子縁組とのかかわりは見えにくい。玉鬘の場合は、まさにこの事例となるわけであった。

腰結の儀が済んでから、内大臣は玉鬘に贈歌しているが、光源氏が返歌している。これは、娘に代わって父が代詠していることを意味している。内大臣は、今まで親子を名乗らなかった玉鬘へのうらめしさを詠んだのに対し、光源氏の代詠は、「実父としての無責任を難じつつ自分の恩恵の大きさを主張して、内大臣の不満を切り返す」（新全集頭注）ものとなっており、内大臣は「いと道理になん」と応えざるを得ないでいる。この贈答歌によって、光源氏は実父よりも優位に立つ養父の立場を明確にしたことになる。玉鬘の六条院入り以来の経過を、内大臣は追認せざるを得なかったことにもなる。

参会した多くの人々に、光源氏の実女の裳着と演技されたのは、玉鬘の六条院入りした次第が詮索されることを好ましくない判断したからであった。

御懸想人もあまたまじりたまへれば、この大臣かく入りおはしてほど経るを、いかなることにか、と思ひ疑ひたまへり。かの殿の君達、中将、弁の君ばかりぞほの知りたまへりける。人知れず思ひしことを、からうも、うれしうも思ひなりたまふ。弁は、「よくぞうち出でざりける」とささめきて、「さま異なる大臣の御好みどもなめり」。「中宮の御たぐひにしたてたまはむと思すらむ」など、おのおの言ふよしを聞きたまへど、「なほ、

しばしは御心づかひしたまうて、世に譏りなきさまにもてなさせたまへ。何ごと、心やすきほどの人こそ、乱りがはしう、ともかくもはべかめれ。こなたをもそなたをも、さまさま人の聞こえなやまさむ、ただならむよりはあぢきなきを、なだらかに、やうやう人目をも馴らすなむ、よきことにははべるべき」と申したまへば、「ただ御もてなしになん従ひはべるべき。かうまで御覽ぜられ、あり難き御はぐくみに隠るへはべりけるも、前の世の契りおろかならじ」と申したまふ。御贈物などさらにもいはず、すべて引出物、禄ども、品々につけて例あること限りあれど、また事加へ、二なくせさせたまへり。大宮の御悩みにことつけたまうしなごりもあれば、ことごとしき御遊びなどはなし。(行幸卷・三一八―九頁)

玉鬘の素姓は、裳着当日になつても、夕霧の他に、「かの殿の君達、中将、弁の君ばかりぞほの知りたまへりける」とあ

るように、内大臣の子息たちぐらゐにしかまだ知らされていない。この子息たちは、互いに「さま異なる大臣の御好みどもなめり」「中宮の御たぐひにしたてたまはむと思すらむ」などと口にしてゐるが、この口ぶりで妹が光源氏の養女となつたことを了解している事情を暗示している。光源氏を養父と認識するからこそ、秋好中宮のように入内させるのかと口にするわけである。

こうした御簾の外の声を聞きながら、光源氏は内大臣に「世に譏りなきさまにもてなさせたまへ」と諭し、「やうやう人目をも馴らすなむ、よきことにははべる」との方針を語っている。玉鬘の素姓や母の素姓とその行方などを詮索されるのは、二人に都合が悪いのである。すでに二人とも自由に振舞える「心やすきほどの人」ではない。昔のことをあれこれ世間から非難されないように配慮し、玉鬘の素姓はだんだんと人に分からせるのがよいとしてゐる。当然の配慮かもしれないが、また、そうであることによつて、これまで通り玉鬘を六条院の人にしなければならなかつたのである。玉鬘を光源氏の養女とすることは、内大臣としても認めざるを得ないのであり、「ただ御もてなしになん従ひはべるべき」と応え、光源氏への謝辞を繰り出すのみであつた。

七 養父と実父とのほざまで

世間への口外を慎んだものの、養子縁組のことは次第に人

の噂となり、今姫君も知るところとなっていく。今姫君は、玉鬘と対照的に語られているが、噂を聞いた今姫君の反応は、誤解があるものの玉鬘の現在を言い当てている。

殿は御むすめまうけたまふべかなり。あなめでたや。

いかなる人、二方にもてなさるらむ。聞けばかれも劣り腹なり。

(行幸卷・三二〇頁)

今姫君は、玉鬘が内大臣の実子と知って「殿は御むすめまうけたまふべかなり」と口にしてゐる。その一方で玉鬘を「いかなる人、二方にもてなさるらむ」と羨んでいる。二方にもてなされるとは、実父と養父とにであり、養子縁組は、実父との縁を切るものではなかったことによつてゐる。玉鬘は、正式に光源氏の養女として認知されたことによつて、養父を第一にしながらも、実父からの支援も受けることのできる境遇になつてゐる。このことを今姫君は言つてゐるのである。裳着が終つても、「藤袴」巻で示されるように玉鬘の住まいは六条院のままであるのは、養父が第一であり、養女だからであつた。

今姫君は、こうした玉鬘が羨ましいが、当の玉鬘自身は、養父と実父との間で宙吊り状態になることになる。「藤袴」巻の冒頭は、このことを明確にしている。

尚侍の御宮仕のことを、誰も誰もそのかしたまふも、いかならむ、親と思ひきこゆる人の御心だに、うちとくまじき世なりければ、ましてさやうのまじらひにつけて、

心よりほかに便なきこともあらば、中宮も女御も、方々につけて心おきたまはば、はしたなからむに、わが身はかくはかなきさまにて、いづ方にも深く思ひとどめられたてまつるほどもなく、浅きおぼえにて、ただならず思ひ言ひ、いかで人わらへなるさまに見聞きなさむ、とうけひたまふ人々も多く、とかくにつけて、安からぬ事のみありぬべきを、もの思し知るまじきほどにしあらねば、さまざまに思はし乱れ、人知れずもの嘆かし。「さりとて、かかるありさまもあしきことはなけれど、この大臣の御心ばへのむつかしく心づきなきも、いかなるついでにかは、もて離れて、人の推しはかるべかめる筋を、心清くもありはつべき。実の父大臣も、この殿の思さむところを憚りたまひて、うけばりて取り放ち、けざやがたまふべき事にもあらねば、なほ、とてもかくても見苦しう、かけかけしきありさまにて心を悩まし、人にもて騒がるべき身なめり」と、なかなかこの親尋ねきこえたまひて後は、ことに憚りたまふ気色もなき大臣の君の御もてなしを取り加へつつ、人知れずなん嘆かしかりける。

思ふことを、まほならずとも、片はしにても、うちかすめつべき女親もおはせず、いづ方もいづ方も、いと恥づかしげにいとるはしき御さまどもには、何ごとをかは、さなむかくなんとも聞こえわきたまはむ。世の人に似ぬ身のありさまをうちながめつつ、夕暮の空あはれけ

なるけしきを、端近うて見出だしたまへるさまいとをかし。
(藤袴巻・三二七〜八頁)

これまでの玉鬘の心内は、光源氏を前にして、実父との対面を望むという形で示されていた。しかし、裳着で光源氏の養女となったことで、養父と実父とのほまで思い悩むことになる。境遇の変化が、玉鬘の内面を変えたのである。それだけが、玉鬘にかかわることができるからであり、「誰も誰も」「いづ方もいづ方も」という捉え方や、「この大臣」「実の父大臣」という対照化が、この巻から始まっている。また、そうであることによって、「いづ方にも深く思ひとどめられたてまつるほどもなく」とするわが身に対する把握がなされることになる。宙吊り状態になったことを玉鬘は自覚しているのである。

光源氏は養父となったので「親と思ひきこゆる人」になるが、「ことに憚りたまふ気色もなき大臣の君の御もてなし」が目立つようにもなっている。一方の実父は、「この殿の思さむところを憚りたまひて、うけばりて取り放ち、けざやぎたまふべき事」もないとされている。実父は養父に遠慮がちなのである。この「取り放ち」は、養子縁組を示す時に使用される語であるが、ここではその逆の使われ方になっている。通例は、実親のもとから「取り放ち」、養親に渡すという形になるが、ここは養親のもとから「取り放ち」、実親のもとにもどす意になっている。内大臣は、玉鬘を引き取ろう

とはしないのであり、それが残念なのである。

こうした宙吊り状態を語ることで養女の境遇を物語は対象化しているのであり、さらに養女譚としての玉鬘物語を展開させていくことになるが、これ以降のことは、省略に従わざるを得ない。

おわりに

以上、光源氏が玉鬘の裳着を主催するに至った経緯と、その裳着で正式に養女とした次第を確認したことになる。従来、玉鬘が養女であることは誰しも認めることであったが、きわめて曖昧な把握であったようである。「玉鬘は養女として六条院入りした」などとする説明が実際に行なわれているのである。しかし、この把握からは、裳着で養子縁組が正式になされたとする見解は導きだせない。玉鬘は光源氏の実子を偽装されて六条院入りしたのであり、その処遇に困惑して裳着で素姓を明らかにし、関係を継続させたいがために養女にしたのであった。「若菜上」巻で、光源氏の四十の賀を玉鬘が祝うことができたのも、養女になっていたからなのである。

なお、「藤袴」巻で参内しないまま玉鬘の尚侍就任が決まったようである。玉鬘は、藤氏内大臣の実女、源氏太政大臣の養女として出仕するのであり、本生の藤氏は確認されるので「春日の神の御心」を損なうことはない。

注

- (1) 稻賀敬二氏「求婚譚の流れと「裳着」——『住吉物語』『源氏物語』前後——」(『論集源氏物語とその前後2』新典社、一九九一年五月)
- (2) 服藤早苗氏「平安王朝社会の成女式——加笄から着裳へ——」(『源氏物語の背景 研究と資料』古代文学論叢15、武蔵野書院、二〇〇一年一月)
- (3) 史実の尚侍については、後藤祥子氏「尚侍攷」(『源氏物語の史的空間』東大出版会、一九八六年二月)、及び『平安時代史事典 資料・索引編』(角川書店、一九九四年四月)を参照した。
- (4) 加藤静子氏「大原野行幸の準拠と物語化」(『源氏物語の鑑賞と基礎知識 行幸・藤袴』至文堂、二〇〇三年一月)、浅尾広良氏「冷泉帝の大原野行幸——「見られる天皇」への変貌——」(『源氏物語の準拠と系譜』翰林書房、二〇〇四年一月)など。
- (5) 坂本和子氏「尚侍玉鬘」考——春日・大原野斎女——」(『国語と国文学』一九七三年八月)
- (6) 拙稿「中宮姫子の境涯」(仮称『狭衣物語論』刊行等未定)
- (7) 並木和子氏「中宮姫子の崩御をめぐる風説の背景」(『日本歴史』二〇〇三年九月)
- (8) 注(2)に同じ。
- (9) 拙稿「明石姫君の袴着——養女となる次第——」(『源氏物語の鑑賞と基礎知識 薄雲・朝顔』至文堂、二〇〇四年四月)
- (10) 玉鬘が光源氏と内大臣との間で宙吊り状態になることは、拙稿「玉鬘流離の顛末——「人」表現を視座にして——」(『大妻国文』25、一九九四年三月)で指摘したが、そこでの裳着に対する把握は、本稿のように修正しなければならない。

〔付記〕伊井春樹先生に大阪大学内地研修員の指導教授をお願いしたのが一九九六年度であった。御退官にあたりまして、今日まで続くご指導に心よりお礼申し上げますとともに、ますますのご健康をお祈り申し上げます。

(くらた・みのる 大妻女子大学教授)